

平成24年第1回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成24年3月26日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第1号議案 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について
第2号議案 幸田町証紙条例の廃止について
第3号議案 幸田町税条例の一部改正について
第4号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第6号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
第7号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第9号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第10号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について
第12号議案 町道路線の認定及び廃止について
第20号議案 平成24年度幸田町一般会計予算
第21号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計予算
第22号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第23号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第24号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算
第25号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第26号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第27号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計予算
第28号議案 平成24年度幸田町水道事業会計予算
陳情第1号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	中根秋男君	3番	志賀恒男君	4番	鈴木雅史君
5番	中根久治君	6番	都築一三君	7番	浅井武光君
8番	酒向弘康君	9番	水野千代子君	10番	夏目一成君

11番 笹野康男君 12番 内田 等君 13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君 15番 大獄 弘君 16番 池田久男君
欠席議員（1名）
2番 杉浦あきら君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
総務部長	伊澤伸一君	健康福祉部長	杉浦 護君
参 事	中山 豊君	環境経済部長	烏居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	鈴木政巳君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	監査委員事務部局 事務局長	長谷寿美夫君
教 育 長	内田 浩君	教 育 部 長	伊藤光幸君
教育部次長兼 学校教育課長	春日井輝彦君	消 防 長	近藤 弘君
消防次長兼 予防防災課長	黒野英男君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ここで、御報告いたします。

2番、杉浦あきら君から、入院治療中のため本日欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、15名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、5番 中根久治君、6番 都築一三君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第1号議案から第12号議案までの12件と第20号議案から第28号議案までの9件並びに陳情第1号の1件、以上、合わせて22件を一括

議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 審査報告書の朗読をもって報告いたします。

総務委員会審査結果報告書

平成24年3月26日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成24年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第1号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について。旧長久手町の市制施行に伴い、組合の組織する地方公共団体の名称及び組合議会の選挙区について所要の規定の整備を行う必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第2号 幸田町証紙条例の廃止について。証紙の取り扱いを廃止することによって住民サービスの向上を図ることに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第3号 幸田町税条例の一部改正について。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について（第7条第3号を除く）。出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令その他関係法令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書。国に対し、国家公務員の定員削減計画、出先機関及び独立行政法人の原則廃止・地方移管・民営化等を見直し、行政サービスの体制・機能を充実させるための要請を求める陳情書。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成24年3月26日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成24年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第10号 幸田町営住宅条例の一部改正について。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第11号 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について。新たに相見駅周辺地区整備計画区域を定めることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第12号 町道路線の認定及び廃止について。道路整備等に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

〔7番 浅井武光君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、水野千代子君。

〔9番 水野 千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成24年3月26日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成24年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第4号 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第5号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について（別表第2を除く）。出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令その他関係法令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第6号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第8号 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第9号 幸田町介護保険条例の一部改正について。介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行及び第5期介護保険事業の運営に必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔9番 水野 千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、大嶽 弘君。

〔15番 大嶽 弘君 登壇〕

○15番（大嶽 弘君） 審査結果報告書の朗読をもって報告とします。

予算特別委員会審査結果報告書

平成24年3月26日

議長 池田久男様

委員長 大嶽 弘

平成24年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第20号 平成24年度幸田町一般会計予算。総予算額132億1,000万円、第2条地方債、第3条 一時借入金、最高額10億円、第4条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 平成24年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額 土地取得費5,275万7,000円、全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額 国民健康保険運営費30億270万9,000円、第2条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額 後期高齢者医療運営費2億7,898万4,000円、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第24号 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額 介護保険運営費13億5,050万6,000円、第2条 歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第25号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算。総予算額

幸田駅前土地区画整理事業運営費 5 億 2,767 万 9,000 円、第 2 条 地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 26 号 平成 24 年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額 農業集落排水事業運営費 3 億 7,029 万 8,000 円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 27 号 平成 24 年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額 下水道事業運営費 6 億 1,411 万 9,000 円、第 2 条 地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 28 号 平成 24 年度幸田町水道事業会計予算。第 1 条 総則、第 2 条 業務の予定量、(1) 給水戸数 1 万 3,657 戸、(2) 年間総給水量 453 万立方メートル、(3) 一日平均給水量 1 万 2,411 立方メートル、(4) 主な建設改良事業 配水施設建設費 4,435 万 3,000 円、配水施設整備改良費 2 億 2,943 万 8,000 円、第 3 条 収益的収入及び支出 収入 6 億 7,425 万 8,000 円、支出 6 億 7,295 万 8,000 円、第 4 条 資本的収入及び支出 収入 1 億 2,371 万 3,000 円、支出 2 億 9,824 万円、第 5 条 一時借入金 限度額 1 億円、第 6 条 予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費職員給与費 9,038 万 2,000 円、第 8 条 他会計からの補助金 1,000 円、第 9 条 たな卸資産購入限度額 620 万 5,000 円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

[15 番 大嶽 弘君 降壇]

○議長（池田久男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

14 番、伊藤君。

○14 番（伊藤宗次君） 第 9 号議案の介護保険条例の一部改正、この内容についての委員会での審査の内容について問うものであります。

この審査結果報告書の概要の一番最後にありますように、この第 9 号議案は、第 5 期の介護保険事業の運営に必要なからと、これが主眼だというふうに私は理解をするわけですが、そうした上に立って、4 期目から 5 期目への違い、これは議案関係資料も含めてありますように、所得階層が 4 期目は第 1 から第 8 階層、これが 5 期目では第 1

階層から第1階層へとふやされてまいりました。そのふやされた内容について、委員会でどのような御審議があったのか、説明・答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 今の質問でございますが、この階層別の質問等はございませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この内容、いわゆる4期目から5期目に移行する、そうした段階の設定の問題と、もう一つは、4期から5期への移行の最大の特徴というのは、施設介護から在宅介護と、こういうふうに関護の形態、それに伴う介護サービス、こうしたものが随分変わりました。そうした内容も含めて、5期目に移行することによる介護サービスの、あるいは介護事業の内容について、委員会でどのような御審議があったのか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ただいまの質問でございますが、施設介護から在宅介護へサービスをする第5期の事業でございますが、このサービスについての質問はございませんでした。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、この5期目に移行することによって、事業の内容、サービスの内容が変わってくる。もっと率直に言えば、生活支援のサービスの内容、介護の内容が随分切り縮められてきた。従来、例えば1時間であったものが45分、30分であったものが15分という形で、生活支援のサービスがどんどんどんどん切り縮められる。そうしたものの内容が第5期目の保険料にも反映をしてくれているわけですが、そうした内容の審議もなかったと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回の改正に当たりまして、生活支援のサービスの変化等の質問はございませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 4期目の第1階層は基準額の0.5%、第8階層は1.75%と、こういう形で、特に第8階層の1.75%の所得の上限が500万円という形で頭打ちになって、それ以上の所得があっても関係ないよと、1.75%だよという内容が4期目であります。

5期目については、0.45%基準額から引き下げておる。しかし、4期目の0.5%からしますと、わずかに0.05ポイント、こういう引き下げ、さらに第8階層から第1階層、階層がふやされても、その倍率は基準額の1.75%から1.85%と、こういうふうに関護が若干引き上げがあった。

さらに問題なのが、所得の上限が500万円から600万円という形で、まさに頭打ちはちびっとふえただけであって、こうした内容でいきますと、この0.45%から1.

85%と、こういう階層の内容について委員会ではどういう御審議がなされたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ただいまの質問の階層等の改正の質問等はございませんでした。以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ないない尽くしは何もない。何もないけれども、全員賛成ですよというのは、その委員会の特性だなというふうに思うわけですが、そうした中で、少なくともこうした介護にかかわるもの、すべからくそうですけれども、どういう形で保険料を取るのか、この原則が委員会の中でも当然議論をされてきたというふうに思うわけです。その原則というのは、応能負担の原則、能力ある者は能力に応じて負担をすべしと、こういう応能負担の原則が貫かれていないというふうに思うわけです。そうした点で、他市町の状況、これについては委員会ではどういう議論がされたのか、それとも他市町は他市町、我が町は我が町という形で、何も見てこなかったのか。

例えば、刈谷市は第1階層が0.1%です。安城市は0.3%、こういう近隣の状況。さらに、第11段階の1.85%から第13段階の2.1%と、こういう自治体の状況も踏まえて議論がされたのかどうなのか。井の中の蛙で、ないない尽くしは何もないという形の議論がされたのかどうなのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 他市町の関係はどうであったかという質問もございませんでした。

○議長（池田久男君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時39分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、上程議案22件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について、順次、討論をしてまいります。予算特別委員会でもお断りを申し上げましたように、少々時間を要しま

すので、よろしくお願いを申し上げます。

議案番号2 幸田町証紙条例の廃止についてであります。

この条例廃止は、庁舎1階の住民課・税務課窓口での証紙による証明書類などの発行交付に手数料納入を証紙による納入から窓口での現金納付による発行交付に切りかえることによって証紙を廃止をすると、こういう内容であります。

窓口での現金の取り扱いと証明書などの申請受理と交付事務を1人の職員の職務とするものであります。手違い、間違い、勘違いは、世の常であります。特に、現金の取扱いは神経を集中するものであります。そのことによって、現金の授受、申請書の受理、交付を1人の職員が行うことによって、これらの事務が重複による誤りと窓口の混雑、その結果、住民が窓口で待たされるトラブルが発生することは容易に想定できるものであります。

さらに、現金の授受した額と証明書等の発行枚数が一致をしない。誤りが発生する。多くても、少なくても、日々の帳じり合わせでつけ足しをしたり差し引いたりはしない。あるがままで日々の帳じりを合わせるといふ答弁の内容であります。その感覚は住民に被害が及ぶことがあっても、あってはならないことではあります。職員が着服、横領をする、このような不祥事は各地の自治体で日常茶飯的に起きている事例ではあります。このような不祥事が想定をされている中であって、担当職場で必要にして十分な話し合いと合意を得ないまま、なぜ強行をされるのか、こういうことではあります。

ワンストップ前段の事務改善が証紙の廃止だと言われるが、その事務改善とは、住民を窓口で待たせ、現金と交付証明書などの間違いなどによって、無用な混乱・トラブル等を引き起こす原因をつくるものではないでしょうか。そこから推測できることは、町長が目指すとするワンストップサービスとは何なのかが推定できるものであります。

そもそもの動機は何なのか。それは、券売機が更新時期を迎え、新たな券売機が製造販売されていないかのような答弁ではあります。それは町長が得意とする白を黒と言いくるめる論法であります。

さまざまな券売機は、現在もさまざまな機能を持つ券売機が製造をされ、販売されていることは、御存じのとおりであります。食堂のメニュー券の券売機や遊園地などで使用されている各種の乗り物の券売機など、多種多様なさまざまな機能を持つ券売機が現在も製造をされ、販売をされていることは、御存じのとおりであります。

そもそもの発想が、証紙の廃止先にありきで、券売機の更新などは念頭にないというのが、まさに不純な動機があらわれたものであります。

そもそも、現在の証紙による証明などの発行交付に不都合が生じ、住民に無用な混乱とトラブルが生じているのか。もし生じているとするならば、その問題点を解決すべきであります。取り上げるほどの問題やトラブルもないのに、なぜ証紙廃止なのか。それは、まさに三河の連れ小便的発想であります。他市町が既に実施をしているから、我が幸田町もという発想であると指摘をするものであります。

証紙の廃止を強行されるならば、少なくとも職場の合意を得ること、申請受付係、現金の授受、交付係を専任化をする、人員をふやすべきであると提起をするものであります。

次に、議案番号3 幸田町税条例の一部改正についてであります。

この税条例の一部改正は、東日本大震災の復興財源確保のための地方税特例法案と徴税権強化を盛り込んだ地方税法改悪案を、民主・自民・公明党などが賛成多数で可決をし、成立をさせたものであります。

税条例の一部改正は、復興財源を名目に、個人町民税均等割を500円増税して3,500円に、都道府県民税も均等割500円を増税し、合わせて1,000円の増税を10年間にわたり、復興財源を名目増税するというものであります。

均等割は、所得のありなしにかかわらず、生きていることを税の支払いを通して証明をする人頭税であります。税の基本原則は、応能負担であります。能力のある人は、つまり所得のある人は所得に応じて税を負担する。所得のない人、低い人は、生存権保障の立場から課税をしない、これが応能負担の原則であります。生存権保障であります。

均等割は、所得の有無に関係なく低所得者にも負担を強いるもので、この税条例の改正は、応能負担の原則を無視して、均等割負担を引き上げて、復興財源を求めるものであり、原則を踏み外したものであります。

所得割負担を出そうにも、その所得がない人は1,482人、74万1,000円の増税負担を強制をし、所得金額の高い低いに関係なく、所得割負担の住民1万7,272人に均等割増税を負担をさせる。863万6,000円の増税、均等割増税による影響を受ける町民は1万8,754人、増税増収額は937万7,000円に及ぶものであります。

同時に、増税は被災自治体、被災住民にも及ぶもので、被災者支援にも逆行をするものであります。

さらに、地方税法改悪は、地方税の徴税現場で今何が起こっているのか。それは、人権と生存権を侵害をする、差し押さえや預貯金、子どものためのささやかな保険なども調査を進め、留置という言葉でとめ置きをする。課税強化のために帳簿や物件の提示、留置、罰則の強化を法定化をするものであります。徴税側の権限強化は、このような問題を解決するどころか、納税者の権利侵害をもたらし、踏みにじるものであります。

議案番号20 平成24年度幸田町一般会計予算についてであります。

この予算の特徴を一言で申し述べれば、住民合意も得ずに強行してきたJR新駅、相見駅設置と、その周辺整備がほぼ完成をし、財政負担の重圧がはがれて落ちて、そして迎えた新年度の予算であります。いわば、かさぶたが取れ、新しく、みずみずしく弾力性に満ちた皮膚が生まれ変わってくることを思い知らされる予算になるはずであります。

ところが、かさぶたが取れ、新しく、みずみずしく弾力性に満ちた皮膚が見て取れず、従来からの延長線上で、財政が厳しい、住民間の負担の公平だとか、近隣市町との均衡だとかのわけのわからぬ言葉をもてあそび、さらに人口3万8,000人、小さな町で事業仕分けなるパフォーマンスで、行政の質と水準を引き下げ、住民サービスを切り刻む乱暴な行政手法で、住民犠牲と負担を転嫁するという住民犠牲のルールの上を突っ走る予算であると特徴づけることができるものであります。

それでは、歳入歳出、順を追って、その概略を述べてまいります。

まず、財政運営の原則、入るをはかって出るを制す、しかしこの予算は全く逆で、出

るをはかって入るを留保する、財源留保していることでもあります。

まず、歳入であります。自主財源である町税では、少なく見積もっても5億円以上を留保していることを指摘をするものであります。

個人町民税では、年少扶養控除などの廃止で6,700万円増、均等割1人500円増税で937万円、合わせて7,700万円の増収、予算はその半分を計上しています。半分の3,900万円は財源留保していることでもあります。さらに、所得割の増収は全く見込まぬ予算計上、ここで約2億円の留保であります。

法人町民税は、今年度の年度末精算予算額よりも2億円少ない計上であります。企業の業績動向が不透明な部分がございます。今年度の年度末精算予算額を上回ることは予測できるものであります。今年度の半分の増収と見込んでも、法人町民税では3億円以上の増収が見込めるものであります。

つまり、町民税個人分と法人分で5億円以上財源留保しているものと指摘するものであります。さらに、たばこ税で2,000万円以上、前年度繰越金は、例年に倣って3億円の計上ではありますが、それは倍額以上に上ることは例年どおりであります。このようなことを勘案をすれば、2012年度、24年度末で、自主財源である町税や繰越金などの留保財源、最低でも8億円以上に上るものと指摘をするものであります。

つまり、見込める自主財源を予算に計上をする、自治法で定める総計予算主義を無視をして、住民の暮らしを支える施策を充実・発展させる観点からの予算編成ではなく、自主財源を例年以上に留保し、財政が厳しい、このことだけを強調し、さらなる住民サービスに切り込んでいくと、こういう行財政運営、事業仕分けだと、行革だと、さまざまな言葉が言われますが、こうしたことはすべからず町長のパフォーマンスであります。住民の澄んだ目から見れば、まさに今の町政は、住民の目を曇らせる予算の内容であると指摘をするものであります。

さらに、税制上の矛盾を持つ都市計画税は、計画的に廃止をすべきであります。

保育料保護者負担金の多子減免を充実をし、拡大すべきであります。第2子の半額、第3子以降の無料適用を、その対象園児が卒園するまでとすべきであります。

さらに、私的契約施設使用料についても、同様な減免対象にすべきであります。使用料・手数料値上げは、理由なき公共料金の値上げだと私どもは指摘をし、追求をしてまいりました。しかし、この3月の議会で、理由はあったんだと、こういう思いを明らかにされたのが、町長の答弁であります。

その理由とは、近隣市が、幸田町はお金持ちの町だと、やっかみ批判に町長は首をすくめて、下を向いて、おっしゃるとおりでございますと、近隣市が幸田町の自治に介入するがごとくの圧力に屈服をして、3,700万円もの公共料金値上げを強行し、町民は我慢せよと、こういつて議会で公言をしてはばからない町長であります。

それが、まさに牛の頭であり、確かな力であり、「8つの誠」だとするならば、それはまさに外はばかりの内弁慶町長に、町民の利益、生活を、我が幸田町に自治を守る意思がないことの表明であり、町民の暮らしも自治も守れぬ町長は要らないということでもあります。

市町村振興交付金の原資は、買っても当たらぬ宝くじの収益金の分配金であります。

この協会の会計基金には、441億円を超える基金残高を抱えております。

振興協会の設立の趣旨は、宝くじの収益金を市町村振興に役立てて使うための組織でございます。設立の趣旨・理念に基づいて、交付金のあり方を根本から見直しをし、組織改革を求めていくべきであります。

起債の借入先が政府資金であれ、縁故債であれ、競争入札によって借入先を選定をし、少しでも幸田町に有利になるような資金の借り入れをすべきであります。

次に、歳出に入ります。

いまだに企業立地課とは一体何なのか、その意味が伝わってこないのはなぜなのか。課を設置をする、廃止をする、それは議会の議決を要しないから、議会の担当委員会に協議をかけて、それでよしとしているのが現状であります。本会議や予算特別委員会で議員から問われても、まともに答弁もしない、できない、課設置の大義名分も語れずではありませんか。その動機は、屋上屋を重ねる、ポストづくりが目的の組織いじりではないかと指摘するものであります。新設課の設置ではなくて、企画政策課の体制充実で対処すべきであると提起をするものであります。

投票所の入場の際し、靴を脱がぬ対応で、行政の現状維持、他からの提案を拒否をするという役所の提案拒否体質は、有権者が投票所に足を運びやすい条件・環境づくりなどには目を閉じ、耳をふさぐばかりか、行政の縦割り根性、縦割り行政を誇示をする旧態依然の体質を見せつけるものであります。

投票所は、町長部局が管理をする保育園などと教育委員会部局が管理をする学校などの施設が使われております。選挙管理委員は町長部局であります。町長部局から教育委員会部局に話を持ちかけ相協議すれば、実現をすることあります。

しかし、大須賀町長になって特徴的なことは、外部の者でも手に取るようにわかるのが、教育委員会との関係であります。町長の感覚は、教育委員会は外様だ、出城だ、こういう感情を露骨に示しているものであります。わかりやすいといえば、大変わかりやすい大須賀町政、しかしそれでいいのか、こういう問題であります。

現状認識がどうであれ、このような状態に目をそむけて、組織改革などの言葉は、中身の無い言葉の遊びであります。靴を脱がずに投票できる投票所の設置、この提案は、このような組織実態を少しでも改める姿にする、有権者の投票行動の向上に結びつく条件整備・環境整備の提案であります。真摯に受けとめ、実現で努力されることを求めるものであります。

人口3万8,000人の町に事業仕分けが必要かと、そもそも論であります。マスコミ受けする町長のパフォーマンスはありますが、4月から25課になる幸田町の行政組織と施策などが、自己点検もできずに、外部にゆだねて、行政水準と行政の質を低下させる、切り刻んでいく、住民サービスを低下させる、その結果の行政責任と義務の放棄を事業仕分けの結果だとして責任転嫁する、極めてこそくでこうかつなくらみであると指摘するものであります。

相見駅が開業しました。予算書は、新駅表示でございますので、新駅表現をしていますが、新駅から自転車で通学をする幸田高校生から、駐輪場になぜ屋根がないのですかと。幸田駅には屋根つき駐輪場があり、私はそれを利用してきました。雨にぬれた

自転車に乗る辛さを知ってください。新しくつくった駅で、随分立派な新駅ですが、自転車利用者も駅の利用者です。自転車が雨にぬれないように、早く屋根をつくってくださいという訴えが寄せられております。

この3月議会で、三ヶ根格差だと指摘をされ、追求を受けた象徴的存在の三ヶ根駅にも、屋根つき駐輪場が整備をされております。相見駅周辺は何もない。北西の強風が吹き荒れ、強風を遮るものは何もない。西口の駐輪場には1台も駐車していない駐輪場、東口には50台を超える自転車の駐輪場は、北西の強風にあおられ、多くの自転車が転倒している姿を目にしたとき、幸田町の政治の貧しさ、貧困さを象徴するものだとの思いを抱きました。何億円という大きなお金をかけて屋根つき設置をするものではございません。早急に設置されてしかるべきであります。

新駅に係る負担金工事費は、3億円余りの予算計上であります。私どもは終始一貫し、住民合意を得る努力を求め続けてまいりました。しかし、住民合意を得る努力もされずに、100年のときを経て開業を迎えた新駅などと主催者あいさつをされた町長の感情と認識、それは住民の感情と認識に大きなずれがあると受けとめているものであります。

大草保育園とわしだ保育園に係る借地の解消、用地取得が予算に計上をされていることは、素直に評価するものであります。一過性の借地買い取りに終わることなく、施策にきちんと位置づけた借地解消を進めていることを提起をし、求めていくものであります。

産業振興課と土地改良区は、ともに独立した行政組織であります。しかし、その実態は、産業振興課による土地改良区をおんぶにだっこする、この関係にあることは御存じのとおりであります。組織改革、事業仕分けだと言われながら、この関係をまず整理すべきであります。ともに、独立した行政組織にふさわしい協力・協働の関係にと整備されるべきであります。

岩堀・六栗・里の3地区の区画整理組合助成金3,400万円が予算化されております。3地区とも、地権者の怒りがわき上がっていることは、御存じのとおりであります。仮同意だ、仮同意だからと、地権者に署名と捺印を迫り、組合を発足させました。そして、昨年12月24日、クリスマスイブの日に調整区域から市街化区域に編入をした。なぜ、昨年12月24日、昨年末なのか。それは、固定資産税の課税評価額の決定は、毎年1月1日現在の固定資産の状況によって評価額を決定することによって、固定資産税の増税・増収が見込めるかという、まさに確信犯的な増税・増収を図るという不純な動機から、12月24日が選定をされたものであります。権利者に固定資産税の決定通知を出した。その内容は、従来の固定資産税の平均で、何と80倍、中には100倍を超える税負担額の通知を受け取った権利者は、その怒り、それは今後の事業展開に困難さを予測させるものであります。

同時に、行政の説明責任の無責任さであります。だまし討ちに遭った。町は仮同意だということは強調しても、固定資産税などの税負担がどうなるかの説明もしなかった。こうした怒りが渦巻いていることは、御存じのとおりでございます。やむにやまれず仮同意書に署名・捺印したが、その仮同意書の撤回を求める、当然の怒りの行動があることを承知をすべきであります。

そこには、説明責任をあいまいにし、事業効果だけを強調した地権者の土地活用だと、こういうことを強調してきた行政の説明責任、不純な動機で増収をたくらんだ結果であります。

以上、一般会計予算について、極めて概略的に指摘をし、提案をし、提起もしてまいりましたが、足らずまいはたくさんございます。今後の議会活動、議員活動を展開する中で、それらを求めていくものであります。

次に、議案番号26 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算、議案番号27 平成24年度幸田町下水道事業特別会計予算の2件を合わせて討論をしてまいります。

両会計予算とも、受益者負担金・受益者分担金の徴収を財源にする会計予算であります。

集落排水事業の受益者分担金は、地方自治法第224条で規定をする徴収であります。下水道事業は、都市計画法第75条の規定による受益者負担金と地方自治法に規定する受益者分担金の徴収による2本立てであります。

そもそも、法律による受益者負担の受益とは一体何かということであります。法律で規定する受益とは、一般的な受益ではなく、ほかと比べて特別に受益があると認められる、その受益の限度で負担を求めるとというのが、特別な受益者負担金であります。

それでは、集落排水事業や下水道事業は、特別な受益をもたらす特別な事業であるかどうか。どちらの事業も、特別な受益を予定をし、特別な受益をもたらす事業ではないということであります。どちらも、ごく一般的な事業であり、その事業の結果、実現をする受益は、憲法第25条で保障をする生存権保障を具体的に実現をする、ごく一般的な事業であります。

憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権保障を具体的に示し、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国及び地方公共団体の責務を明らかにしております。

つまり、集落排水事業も下水道事業も、国及び地方公共団体の責務の具体的な事業展開だということであります。その事業展開の結果、実現する受益は、特別な受益ではなくて、ごく一般的な受益であり、事業そのものが当初から目的とする受益の範囲内の受益であって、特別な受益ではないということであります。

特別な受益でない事業の財源の一部を負担させる受益者負担金・分担金の徴収は、さらには強制徴収もできる、この分担金等は憲法違反であるとして、訴訟に至っていることは、御存じのとおりであります。

下水道事業や集落排水事業に要する財源は、租税負担に求めるべきであります。受益者負担金・分担金を住民に求めることは、憲法違反の争いがございます。それとは別に、必要な経費は租税によって実現すべき事業であると提起をするものであります。

集落排水事業で解決が求められている事業展開、汚水処理事業がでございます。集落排水事業区域ごとの汚水処理施設は、この事業の最大の弱点であります。集落排水事業を持つ自治体共通の課題と願い、それは汚水処理を下水道に接続をさせることによって解

決をする道であります。

この解決への方策提起に対して、町長の姿勢は、煮え切らず、あいまいもことしたやぶの中に引っ張り込むような答弁の内容であります。町長の意思がどこにあるかは問わず、別にして、関係自治体共通の課題であります。問題解決で努力されるべきことを改めて提起をするものであります。

議案番号28 平成24年度幸田町水道事業会計予算であります。

平成23年度・平成24年度の予定貸借対照表による減価償却の前年度対比は、減価償却費の増嵩で経営を圧迫し始めていることが明らかであります。水道事業の三原則は、清浄にして低廉、安定した供給をすることにあります。平成22年度の予定損益計算書は、辛うじて当期純利益12万5,000円を計上をいたしておりますが、23年度の損益計算書の当期純利益は141万1,000円の赤字計上であります。企業会計にあって赤字の累積は、命取りに結びつくものであります。赤字は累積させず、単年度処理をすべきであります。

水道事業を展開して50年が経過をし、大規模改修や耐震対策が迫られている経営環境にあって、必要な財源をどこに求めることかであります。私は水道料金値上げに結びつくような財源対策ではなく、必要な財源調達は一般会計による経営助成や繰り入れ、出資等の選択を求めるべきだと提起をしてみました。

町長は、一般会計から出すかどうかは別にして、水道料金値上げに結びつかないようにしていきたいと答弁をされております。具体的な方策はこれからはしましても、この原則と基本、それは水道の三原則に沿った対応だと私は理解をするものであります。

第26号議案、第27号議案、第28号議案に共通する問題は、使用料料金に自民党の公約違反の消費税が転嫁されていることとございます。消費税については、今、野田民主党内閣は、税と社会保障の一体改革だと言いながら、社会保障の水準とその内容をどんどん切り下げる、消費税増税は不退転の決意で挑むと、民主党のマニフェストの内容はすべて捨て去って、消費税増税だけに何としてでも強行するというものであります。

集落排水使用料、下水道使用料、水道料金に転嫁をされている公約違反の消費税の税率をさらに引き上げ、住民・国民の生活を圧迫させることをたくらむ消費税増税並びに消費税転嫁にきっぱりとやめるべきであると主張をし、討論といたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番、鈴木雅史君。

[4番 鈴木雅史君 登壇]

○4番（鈴木雅史君） 議長のお許しをいただきましたので、提案されております第20号議案 平成24年度幸田町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

最近の経済情勢は、歴史的な円高に加え、東日本大震災、タイの洪水などにより、自動車関連企業の業績を初め日本経済に大きな打撃を受けてきました。これらにより、本町の税収、特に法人町民税、償却資産税の回復は先行き不透明で、なお相当な時間がかかると考えられます。

平成24年度の一般会計予算は132億1,000万円で、前年度比14.3%の緊縮予算とされました。大地震を教訓とした緊急防災対策と総合計画推進との整合性、健全財政への配慮など、課題山積みの中の予算編成の苦慮が判断できます。

収入面では、財政不足を財政調整基金16億6,495万円の活用、町債の発行は5億2,500万円で、返済元金11億2,970万円を下回るものとされ、財政の中長期展望を見据え、十分熟慮された予算と評価いたします。

なお、平成24年度から総務部に企業立地課の新設により、将来に向け新たな安定財源確保に向けた取り組みもあり、今後、多様な産業が育つまちづくりに事務事業の遂行を期待したいと考えます。

また、今後は、税金の滞納防止対策や相見駅有料駐車場の利用者の確保など、収入確保の努力を期待するところであります。

歳出面では、施策方針にありました、身近な事業を重視し、町民の安全を第一に、安心な暮らしを守ることに重点を置くこととされました。いつ来るかわからない大地震に備え、十分にする必要があります。住民意識の高い防災面で、防災行政無線のデジタル化、民間木造住宅の耐震診断、改修補助の継続、災害時相互応援協定の締結の取り組み、自主防災会や消防団との連携強化も積極的であり、防災意識の向上面で大いに評価したいと考えます。

なお、個別事業として、えこたんバスの活用整備、小学校普通教室への扇風機設置、彦左公園のバリアフリー化、消防団操法大会参加、子ども発明クラブなどの新規事業は、緊縮財政の中でも、生活環境、夢のあるまちづくりに向けた前向きな予算と評価し、賛成をします。

社会経済、政治情勢が激しく変動する中、地域主権、町の自立、近隣市町との地域バランス、住民福祉の増進、財政の健全など、限りなく課題が山積みする中で、大須賀町長の手腕、かじ取りで、持続可能なまちづくりの推進、そして心豊かに安心できる平成24年度であることを期待し、賛成討論といたします。

〔4番 鈴木雅史君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時36分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第9号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、第24号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算、この二つの議案につきましては、ともに第5期の介護保険事業計画に基づくものでありますので、合わせて反対の立場を明確にして、討論といたします。

2000年4月から始まった介護保険制度は、3年ごとの見直しがあり、ことし4月

から第5期となります。老人福祉法及び介護保険法により策定が義務づけられている高齢者福祉計画、介護保険事業計画は、2012年度から2014年度までの3年間で、第5期介護保険料は標準給付費と地域支援事業の3年間の事業費を見込んで、第1号被保険者の保険料を出してまいります。

65歳以上の人を対象となる第1号保険料について、厚生労働省は、全国平均で月額5,000円程度になると試算をし、幸田町では4,200円ぐらいになる見込みであるとも言われており、国は保険料の高騰を抑えるため、財政安定化基金の取り崩しによる交付金や介護給付費準備基金取り崩しによる繰り入れなどを言ってきました。

しかし、保険料の大幅値上げを抑制すると言っても、基準額第6段階は月額3,500円が3,800円に300円引き上げられ、第4期基準額第4段階に比べ8.6%の引き上げとなります。年額で見ると、4万2,000円が4万5,600円になり、3,600円の引き上げとなります。改定ごとにどんどん上がっていく仕組みとなっております。

今、給付費の20%を65歳以上の高齢者が保険料として負担をしております。高齢化で介護サービスを利用する人がふえるだけ、保険料が重くなる仕組みとなっております。

介護給付費の財源構成は、国が50%、都道府県と市町村が2分の1ずつで25%で、公費負担は50%であります。2号被保険者40歳から64歳が30%、1号被保険者が20%という割合のため、当然、2号被保険者も引き上がることとなります。

今回の改定に当たっては、国の段階区分に沿って第11号段階に分け、低所得者層を低く、0.50%を0.45%にし、高額所得者層を600万円以上に引き上げ、1.75を1.85へと基準額に対する比率を変え、応能負担という支払い能力に応じた負担率としましたが、不十分であります。所得のない人からも保険料を取り立てる今のやり方は、改めるべきであり、免除制度をつくるべきであります。

しかも、年18万円以上の年金からは天引きする制度となっております。保険料の大幅引き上げを抑えるためとしながら、介護給付費準備基金からの繰り入れは、第4期計画では5,150万円であったものが、第5期では3,800万円であります。基金からの繰り入れをふやし、据え置きをすべきと求めるものであります。

社会保障・税一体改革は、介護の分野でも効率化と重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ちだしました。施設介護から在宅介護へとシフトし、コストのかかる施設、医療機関の利用抑制を強めるものであります。

介護給付費を削減するために無理やり在宅を勧め、その一方で、ヘルパーの訪問時間が60分から45分に削られてまいります。国は、調理・洗濯・掃除などの生活援助サービスを削ろうというのであります。これは、在宅のお年寄りの命綱である訪問介護を奪うことにつながりかねません。生活援助の時間短縮方針は撤回すべきであります。

2012年度から地域支援事業に新たに介護予防・日常生活支援総合事業が創設されます。総合事業は、市町村の判断で、要支援1・2の人を介護給付から外し、市町村が行うサービスに移しかえることができるというもので、国による統一した基準はなく、ヘルパーの訪問による調理や洗濯などの生活援助を、これからはシルバー人材センター

や民間業者の配食や見回りに置きかえるなど、安上がりのサービスに切りかえるなど、軽度者から介護サービスを取り上げるものという批判が上がっているものであります。

現時点では、総合事業の導入はしませんでしたが、計画の中には、近隣市町の動向を見ながら導入を検討すると盛り込んでおります。国は、低所得者対策として保険料を軽減すると言いますが、そのための国費は1,300億円しか使わない計画で、保険料の負担増、給付減の打撃をカバーするものではありません。介護保険料・利用料の減免制度の拡充をすべきであります。安心して介護が受けられる制度にすべきと求めて、討論いたします。

第22号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

国保加入世帯4,700世帯、9,000人を見込む予算は、前年度に大幅な引き上げを行ったため、国保税は据え置きとしたものの、高い国保税となっていることに変わりはありません。所得に占める国保税の割合は、低所得者ほど高くなるなど、生活を圧迫するほどの負担となっております。これでは、高過ぎて、払いたくても払えない状況であります。年所得200万円の4人家族で年間30万円から40万円などの過酷な負担を強いられたら、加入者は悲鳴を上げてしまうのが実態であります。そのことが滞納世帯を増加させ、まさに悪循環となっております。

この最大の要因は、歴代政府による国庫負担の削減であります。1980年代には約50%あった国保総収入に占める国庫負担割合は、今では25%以下に激減をいたしました。住民と自治体に負担と犠牲を押しつけ、国保を危機的な状況に追い込んでいる国の責任放棄は明らかであります。国庫負担をもとに戻すことが必要であり、そのことが国民皆保険制度の仕組みを守ることでもあります。

ところが、今の民主党政権は、国庫補助をさらに削減する国保法改悪案を開会中の通常国会に提出しています。2010年5月12日に成立した医療保険制度の安定運営を図るため、国民健康保険等の一部を改正する法律は、2018年度をめどに広域化を打ちだしましたが、今度の法改正で15年以降はすべての都道府県で実施することになります。市町村の国保を都道府県単位に統合する広域化計画も、公費負担を減らす仕組みづくりにほかなりません。住民にさらなる負担増を迫り、国保崩壊を一段と加速される改悪は、中止すべきと主張するものであります。

私ども日本共産党は、消費税増税に反対し、社会保障の充実・再生を求める提言で、当面、国保税を年間1人1万円引き下げる負担軽減、保険証の取り上げ中止を緊急課題として打ち出しました。

まず、引き下げる方法であります。国保税は、応能割と応益割によって算定されております。応益割には、世帯に係ってくる平等割と家族一人一人に対して負担する均等割があります。社会保険や共済保険などは、扶養家族がふえても保険料はふえません。ところが、国保は生まれたばかりの赤ちゃんにも年間3万400円の均等割がかかります。収入のない赤ちゃんや子どもにも国保税を負担させる均等割はなくすべきであります。

18歳未満の均等割をなくすことで、国保税の負担軽減につながります。国保は、社会保険などのような企業主負担がありません。だからこそ、一般会計からのさらなる繰り入れをふやし、国保税の引き下げを実現すべきと求めて、反対討論いたします。

次に、第23号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

75歳以上の後期高齢者などを対象にした保険料は、2年ごとに見直しをする制度になっており、ことし4月からの保険料は大幅な引き上げが後期高齢者医療広域連合議会で可決されてまいりました。所得割が7.85%から8.55%へ0.7%のアップであります。均等割4万1,844円を4万3,510円にし、1,666円の引き上げとなっております。さらに、限度額は、国保とのバランスということで、50万円から55万円に一気に引き上げし、1人平均8万210円と負担増がかけられたのであります。

2008年の制度開始から5年、高齢者に重い負担を強いる実態も浮き彫りになっております。存続すればするほど、高齢者に犠牲を強いる制度は廃止すべきであると求めるものであります。

後期高齢者医療制度は、国保や健保の加入者が75歳になった途端、それまでの公的医療保険から切り離され、独立した制度へと追いやられる差別的な仕組みで、保険料は2年ごとに決められ、今回は2回目の改定であります。保険料が大幅引き上げとなるのは、この制度が75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど保険料の引き上げにはね返る仕組みとなっているからであります。

保険料の徴収は、年金からの天引きを基本としていますが、年金収入の低い人などは、普通徴収となり、自分で納めることとなります。そうした中で、保険料が払えない高齢者が出るなど、滞納者の増加につながっております。

また、有効期間が短い短期保険証の発行は、幸田町では7人となっていることが明らかにされました。保険料の引き上げが滞納者をますますふやし、高齢者を必要な医療から排除するという深刻な事態を生みかねません。高齢者に我慢と犠牲を強いる冷たい制度の存続は、これ以上許されません。

昨年、高齢者医療制度改革会議報告によって、高齢者医療制度の姿が示されました。これは、75歳以上を別勘定にする現在の制度の根本的な欠陥を変えず、さらに国庫負担を減らすものとなっております。高齢者を苦しめる制度は直ちに廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきと主張をし、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 陳情第1号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告に反対をし、原案に賛成し、陳情書の採択を求める立場から討論をしてまいります。

この陳情書が訴えていることは、政府が国の出先機関である国土交通省、地方整備局などを廃止をしようとしている問題で、廃止することによって、住民の安心・安全が守れるのかと、こういう問題提起であります。

昨年、連続した東日本大震災や被災地や台風12号・14号などの大規模災害の被災地は、被災者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取り組みが懸命に進められておりま

す。支援は全国に広がっていることは、御存じのとおりであります。今回の大震災や大規模災害では、各被災地などで国が果たすべき責任と役割、公務や公共サービスの重要性が改めて明らかになってまいりました。

我が幸田町も、2008年、平成20年8月29日未明から30日の午前中にかけて大変な豪雨に見舞われ、その総雨量は336.5ミリ、この豪雨で広田川の堤防が約40メートルにわたって決壊をし、210ヘクタールの農用地などが冠水をし、そのことによって愛知県の幡豆農地開発事務所の排水機の出動と人員の派遣などがございました。

しかし、それは被害状況に見合う派遣体制ではなくて、国土交通省、中部整備局に出動を要請をし、8月30日から9月3日までの5日間、災害対策車両2機種3台、排水機11台を使い、あふれた水を広田川に戻す作業を続けるなど、被災地支援班として9名の職員を現地に支援班として派遣をし、災害対応をし、町の災害対策本部と連携・調整をし、早期復旧に向け、延べ22人の職員派遣を通して早期復旧の活動をした。このことは余り知られておりませんが、国の出先機関として、その役割を果たしたものであります。

この豪雨災害で、当時の自民党麻生内閣の林 幹雄防災担当大臣が被災地の岡崎市と幸田町を視察をし、幸田町の庁舎内で記者会見をし、一日も早い復旧で万全を期して取り組みたい、こういうことを表明をし、話をし、その後の広田川改修と菱池遊水地計画が具体化をされ、今日に結びついていることは、御存じのとおりでございます。

これらのことは、地方整備局と本省が一体となり、業務を進める国の出先機関の重要性を改めて明確にしたものであります。出先機関の機能維持を図ること、その役割で、住民の安全・安心を支える行政サービスの役割を果たしたものであります。今、政府が地域主権改革などと称して、国の出先機関である地方整備局などを廃止しようとしている動きに、全国の市町村長から批判が続出をしております。

町長は、全国の市町村長が参加をする地方を守る会の存在さえ知らぬという答弁でございました。全国の市町村の数は1,719でございます。その1,719のうち447の市町村長、26%、4分の1以上の市町村長が守る会の会員になっております。

3月3日には、東京内で総会が開かれ、東日本大震災の被災地、台風12号・14号の被災自治体の首長はもちろんのこと、被災自治体以外の首長からも意見が相次いだと報道がされているところであります。

福井県の大野市の岡田市長は、いざというときに市町村・都道府県をバックアップする体制がなくなるのでは、我々国民はどこを信じていけばいいんだ。国として果たすべき国民の生命・財産を守るという仕事を捨てるのか。住民が一番身近に接する行政の長の思いが語られたと報道もされているところであります。このように、この陳情書の持つ意味は極めて重要であります。

私ども議員は、住民の安全・安心を支え、守る立場にあるもの。すべての議員が安心・安全のまちづくりや施策の充実を求めて発言もされてきているところであります。それは、その時々、その場、その場だけの発言なのか。行動を伴わずにこの陳情を不採択をする態度をとられるならば、まやかしの場当たりであり、安心・安全の言葉だけだということが指摘できるものであります。

行政に安心・安全施策と対策の充実をするなど、行政サービスの充実を改めて求めて活動をするものとして、議員として、この陳情書の採択を強く求めて、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第1号議案 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第2号議案 幸田町証紙条例の廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案 幸田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第6号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案 幸田町地区計画の区域内における建築物制限条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案 平成24年度幸田町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第26号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第27号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第28号議案 平成24年度幸田町水道事業会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 住民の安心・安全を支える行政サービスの充実を求める陳情書に

対する委員長報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議員提出議案第1号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、内田 等君。

〔12番 内田 等君 登壇〕

○12番（内田 等君） 議員提出議案第1号、朗読をもって提案をさせていただきます。

幸田町議会委員会条例の一部改正について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成24年3月26日

提出者	幸田町議会議員	内田 等
賛成者	幸田町議会議員	水野千代子
〃	〃	鈴木 雅史
〃	〃	中根 久治
〃	〃	浅井 武光
〃	〃	夏目 一成
〃	〃	笹野 康男
〃	〃	伊藤 宗次

提案理由

委員会の会議を公開するため、必要があるからであります。

幸田町議会委員会条例の一部を改正する条例

幸田町議会委員会条例（昭和38年幸田町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改めるものであります。

（委員会の公開）

第17条委員会の会議は、公開する。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表につきましては、3ページを御参照いただきますようお願いをいたします。

す。

以上、提案をいたします。

〔12番 内田 等君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案第1号について質疑を行います。

質疑の方法は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

それでは、議員提出議案第1号についての質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 委員会の公開がこれからされるわけでありませけれども、その中で、委員長が必要があると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができるということでありませけれども、改正前は、傍聴の取り扱いの中でもそのことが明記をされていたわけでありませが、今度は公開でございます。公開がされたときに、どのようなときにこの退場を命ずることができるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 12番、内田 等君。

〔12番 内田 等君 登壇〕

○12番（内田 等君） ただいまのどのような状況の折に委員長が退場を命ずることができるのかと、こういうことでありませが、今までは傍聴規則というのはあったわけなれど、委員会傍聴というのは、公開するということで、今までの本会議の傍聴規則に沿った形の中で、委員会傍聴規定というのをつくと、こういう内容にしております。その内容につきましては、きょうはお手元に資料は渡してないわけでありませが、それに沿った形の中で、そういうものを新規につくるということでありませけれども、きょう、その資料を皆さんのお手元に配付をされていませないので、ちょっとわかりにくいところがあるかもしれませけれども、ほとんど本会議の傍聴に沿った形のものでありませ。

ただ、違うところは、傍聴の定数、本会議場では33名ということでありませけれども、委員会傍聴の公開の傍聴の数が10名と、こういうことになっております。それ以外は、本会議の傍聴規則と同じものでありませ。

また、この資料につきましては、これはいづれ皆さんのお手元に配付をしなくちゃいけないもんだと、議会運営委員会の中でも、それはいろいろお話がありました。そういう状況でありませ。

〔12番 内田 等君 降壇〕

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、委員会の公開に対して傍聴人の数は10人ということで、定数が10人ということならば、それ以上になると退場を命ずると、こういう規定にしていくのか、それともほかの事例で傍聴人の退場を命ずることができるのはどういう場合を指すのか、お答えがいただきたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 12番、内田君。

[12番 内田 等君 登壇]

○12番（内田 等君） どういう場合に退場を命ずるかということですが、そういう内容については、委員各位、本会議の傍聴規則と、こういうことの中であるわけで、大変申しわけありませんけれども、今、その規則の資料、私、今ちょっと手元にありませんのであれですが、質問の丸山議員は十二分に承知の上で聞かれていると思いますので、その辺については、今ちょっと資料を手元に持っておりませんので、本会議の傍聴規則を一度見ていただけたらと。いろんな事例は、こういう場合には退場を命ずるという、そういう内容が規定をされております。いま一度、大変申しわけありませんが、資料を今ちょっと持っておりませんので、それを読み上げるだけのことで、御了解をいただきたいと思います。

[12番 内田 等君 降壇]

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。
ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。
ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第1号 幸田町議会委員会条例の一部を改正について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続し、これを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成24年2月29日に招集された第1回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時21分

○議長（池田久男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成24年第1回幸田町議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方には、本定例会に当たりまして、去る2月29日から本日までの27日間、大変長い間にわたりまして、大変御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議いただき、私どもから提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りました。心から感謝を申し上げます。

成立させていただきました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言を重く受けとめて、町民福祉の増進と町政発展のために努力してまいる所存でありますので、よろしく願いをいたします。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたの質問も時宜を得た内容で、その都度、答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、

今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

特に、平成24年度予算関係につきましては、引き続き日本経済と財政状況が大変厳しい状況にあり、まだまだ先行きが大変厳しく、不透明な面もありますが、一段の行政改革に積極的に取り組みながら、財政の健全性を確保しつつ、未来を見据え、持続可能な住みよいまち 幸田の実現に向け、最大限の努力を傾けてまいる所存でありますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

ここで、3点ほどお願いと御報告をさせていただきます。

まず第1点は、お願いでございますが、新年度に入りまして議会臨時会をお願いしたい件でございます。地方税法等の一部改正により、4月9日に議会臨時会をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目といたしまして、相見駅の開業でございます。3月17日の開業に先立ちとり行いました3月16日の完成式典につきましては、議員の皆様方が出席いただきまして、大変ありがとうございました。今後、先人たちの夢であった、この相見駅が北部の核としてだけでなく、3駅プラス1の核として町全体へ相乗効果を発揮しながら、幸田町の発展へつなげていけるよう進めてまいりたいと存じます。

3点目といたしましては、人事異動の件でございます。今年度末に8名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしてくれましたことを、改めて謝意を表したいと存じます。

とりわけ、その中には部次長級3名が含まれております。長きにわたり勤務いただいた総務部長の伊澤伸一君、会計管理者の鈴木政巳君、消防次長兼予防防災課長の黒野英男君であります。幸田町の行政の発展のためにそれぞれの持ち場で行政実務のかなめとして努力をしてくれました。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

伊澤総務部長につきましては、昭和50年に本町の職員として採用され、37年にわたり勤務され、平成10年には福祉課長、平成12年に福祉介護課長、平成13年に住民児童課長、平成19年に産業振興課長、平成22年に健康福祉部長、そして平成23年には総務部長として、行政全般にわたる総括部門のかなめとして寄与してくれました。

鈴木会計管理者につきましては、昭和50年に本町職員として採用され、37年にわたり勤務され、平成14年に監査委員事務局長、平成17年に税務課長、平成21年には福祉課長、そして平成22年には会計管理者を担当いたし、会計実務全般を含む財政収支部門のかなめとして大変寄与してくれました。

また、黒野消防次長につきましては、昭和50年に本町消防職員として採用され、37年にわたり勤務され、平成20年に予防防災課長、平成23年に消防次長となりまして、消防行政の推進に尽力してくれました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの努力に深甚なる謝意を表するとともに、健康に留意され、これからも現役の職員に対して指導・助言を合わせ、一町民の立場で町政を見守ってほしいと願っているところでございます。大変ありがとうございました。

次に、新年度の4月1日の人事等でございます。お手元に届いているかと思いますが、新規採用職員は14名といたしまして、職員総数323名で、4名の増員であります。

今回の異動は、総勢120名でございます。異動に当たっての基本的な考え方は、効率的な行財政運営を引き続き円滑に推進するために、次長職の2名を部長職に、課長職の2名を次長職に、主幹職の5名を課長職に昇格させるなどの異動を中心に、当面する今日的な課題に十分対応していくため、各分野に配慮しつつ、将来を見据えた社会資本の整備など、飛躍の基礎となる事業の推進に対応するための職員配置を行いました。

なお、今回新設いたします企業立地課には、愛知県へ派遣させていただき職員1名を含めまして5名、また児童課から名称を変更させていただきこども課には、1名増員し8名を、菱池保育園の休日保育等のために保育士を3名増員し、将来の町の発展に向けた組織体制づくりを行いました。

また、東日本大震災の被災自治体である宮城県多賀城市へ職員1名を1年間派遣いたします。

また、配置年限の長い中堅職員の異動など、適材適所には当然のことでございますが、6年目を迎えるグループ制の体制をさらに引き続き継続し、時代に合わせ、柔軟に組織体制の改善を図りながら推進していくものでございます。

最後に、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康に御留意をいただきますように、そして町政に対しまして変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） ここで、この3月末で退職されます伊澤総務部長、鈴木会計管理者、黒野消防次長兼予防防災課長の3名から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長、伊澤伸一君。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 一言お礼を申し上げます。

先ほどは、町長から過分な紹介をいただき、大変恐縮しております。

私は、昭和50年4月1日に幸田町職員として採用され、総務課勤務を命ぜられました。昭和51年1月4日の仕事始め式に先立ち、当時の神本町長から、将来のために諸国漫遊の旅に行け、まずは住民課だと言われ、初めての異動辞令をいただきました。以来、おおむね5年前後で各部署をわたり、思い出に残る仕事を数多くさせていただきました。

企画課では、第3次総合計画の策定を最初から最後まで担当させていただきました。税務課では、土地評価を公示価格の7割とする評価がえの実施、福祉課では、介護保険制度の創設、産業振興課では、平成20年8月末豪雨災害の農地及び農林業施設災害復旧をリーダー的な立場で担わせていただきました。

特に、固定資産評価がえと介護保険導入は、いずれも新規の事務であり、山登りにたとえるなら、だれも登ったことがない未踏峰の山に二つの挑む榮譽を与えていただきました。期限までに完了しなければならず、苦しくもありましたが、なし遂げたときの達

成感・満足感は、今も忘れられません。

さらに、昨年4月1日には、思ってもみなかった現職を拝命をいたしました。大きな不安がある一方で、定年間近に公務員として第一歩を踏み出したふるさと総務に帰れる喜びを覚えました。

この1年、私なりに一生懸命頑張ったつもりではありますが、気力・体力・知力ともに衰えを感じるが多くなりました。このまま職にとどまることで皆様方に御迷惑をおかけすることになる前に、公務員生活の旅立ちの地である総務を結びの地としたいと思い、退職を願い出しました。

在職中、議員各位には、一方ならぬ御指導・御厚情を賜りましたことを厚くお礼を申し上げますとともに、御健康に留意をされ、この4月1日に還暦を迎えるふるさと幸田町のためにさらに御活躍されますよう御期待申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。大変長い間、ありがとうございました。（拍手）

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 会計管理者、鈴木政巳君。

〔会計管理者 鈴木政巳君 登壇〕

○会計管理者（鈴木政巳君） 議会本会議の最終日の貴重な時間にこのような機会を設けていただきまして、大変ありがとうございます。

また、先ほど町長から過分なお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

昭和50年に役場へ就職し、37年間、大過なくここまで来れたのも、議員、町長、同僚に恵まれ、助けられたたまものと深く感謝申し上げます。

就職した当時は、幸田中学校の隣の旧庁舎、その中庭にございましたプレハブの、そして歩くたびに床鳴りのする土木課のほうに配属されました。そして、現在、この新しい庁舎では、はや大規模改修工事が必要なほどとなり、その時間の経過が大変長く、懐かしく思われます。

これからは、一住民として、微力ではありますが、社会に恩返しさせていただくとともに、我が幸田町がますます発展し、そしてここにお見えになる議員、理事者の方々の御健勝を祈念し、お礼の言葉とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。（拍手）

〔会計管理者 鈴木政巳君 降壇〕

○議長（池田久男君） 消防次長兼予防防災課長、黒野英男君。

〔消防次長兼予防防災課長 黒野英男君 登壇〕

○消防次長兼予防防災課長（黒野英男君） 退職に当たりましてあいさつの機会をいただきましたことは、まことにありがとうございます。一言お礼の言葉を申し上げます。

また、ただいま町長から身に余るお言葉をいただきまして、大変ありがとうございました。

私は、救急隊の発足、消防本部・署の発足から37年間勤めさせていただきました。退職に当たりましては、消防活動一筋でほとんどの方が人生を過ごされますけれども、私自身、予防関係、一般の職務を全国でも例のないケースだと思っております。

発足当時は、各事業所に行けば消防ができたことによりまして、今まで消防設備や危

険物施設の設置や整備はよかったのに、どうして。消防法の何条に掲げてある。それが日常茶飯事のこと、上司の方には、当時、大変御迷惑をかけたと思っております。徐々に足を運ぶたびに理解していただき、是正され、今日に至り、消防関係者等の皆様方からの御指導や御協力を得ながら、微力ながら町内におきまして災害も少なく、大過もなく、安全・安心で過ごせるようになったと、皆様方の一方ならぬ御厚情のたまものと心より感謝しております。

最後になりましたけれども、議員各位の御健闘とますますの御活躍をお祈り申し上げまして、本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

〔消防次長兼予防防災課長 黒野英男君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議長として厚くお礼申し上げます。また、議事進行に御協力いただきましたことを、議長として重ねてお礼申し上げます。

理事者各位には、成立した各議案の執行に当たって、審議の過程において表明された意見・要望等を十分尊重し、適切に運用され、一層の努力をされることを申し上げる次第でございます。

大変長期間にわたる御審議、感謝申し上げます。

これにて散会といたします。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年3月26日

議 長 池 田 久 男

議 員 中 根 久 治

議 員 都 築 一 三